【資料１】

横浜市火災予防規則（昭和49年３月横浜市規則第23号）新旧対照表

現行

（第１号様式から第21号様式その１まで省略）

第21号様式（第34条第３項）その２

棟別名称等	(No.　　)			
※工事種別	新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・用途変更			
※構造	耐火構造・準耐火構造・防火構造・ラスモルタル塗り・その他			
消防法施行令別表第１	項			
業態				
面積		申請部分（㎡）	申請以外の部分（㎡）	合計（㎡）
	敷地面積			
	建築面積			
	延べ面積			
最高の高さ	m			
最高の軒高	m			
階数	地上　　階　地下　　階			
※防火区画	建築基準法施行令第112条第１・４・５・７・11・12・13・18項			
※階段等	建築基準法施行令第120条・第121条・第122条・第123条第１・２・３項			
※非常用進入口等	建築基準法施行令第126条の６・第126条の６第１・２・３号			
※内装制限	消防法施行令第11条第２項			
※その他の適用	消防法施行令第８条・第32条・消防法施行規則第５条の３ （　　）			
多量の火気使用設備	種類　　容量　　kW			
※電気設備等	変電設備（油入・その他）　出力　　kW			
※駐車場	面積　　㎡　機械式（なし・あり（計　　台））			
※危険物製造所等	全体・一部　少量危険物・指定可燃物			
※消火設備等	消火器・大型消火器・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・ 泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・ 屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備・火炎伝送防止装置（自動消火装置）・ その他の消火設備（　　）			
※警報設備	自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・漏電火災警報器・火災通報装置・ 非常警報設備（非常ベル・自動式サイレン・放送設備）・住宅用防災機器 （住宅用防災警報器・住宅用防災報知設備）			
※避難設備	避難器具（滑り台・避難はしご（固定式・その他）・救助袋・緩降機・ その他（　　））・固定避難用タラップ・誘導灯			
※消火活動上必要な施設等	排煙設備・連結散水設備・連結送水管・非常コンセント設備・無線通信補助設備・ 消防用水			
※非常電源	専用受電設備（低圧・高圧）・自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備			
特殊消防用設備等				

階	消防法施行令別表第１	用途	床面積申請部分（㎡）	床面積申請以外（㎡）	床面積合計（㎡）	収容人員（人）	無窓階
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						

（注意）１　※印の欄は、該当するものを○で囲んでください。
２　「特殊消防用設備等」の欄は、当該特殊消防用設備等に代えられた消防用設備等を記入してください。
３　無窓階の欄は、無窓階に該当する場合に○印を記入してください。
４　同一敷地内に管理権原が同一である２以上の防火対象物がある場合は、防火対象物ごとに「その２」を作成してください。

（Ａ４）

（第22号様式省略）

改正後（案）

（第１号様式から第21号様式その１まで省略）

第21号様式（第34条第３項）その２

棟別名称等	(No.　　)			
※工事種別	新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・用途変更			
※構造	耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部　有・無）・準耐火構造・防火構造・ ラスモルタル塗り・その他			
消防法施行令別表第１	項			
業態				
面積		申請部分（㎡）	申請以外の部分（㎡）	合計（㎡）
	敷地面積			
	建築面積			
	延べ面積			
最高の高さ	m			
最高の軒高	m			
階数	地上　　階　地下　　階			
※防火区画	建築基準法施行令第112条第１・４・５・７・11・12・13・18項			
※階段等	建築基準法施行令第120条・第121条・第122条・第123条第１・２・３項			
※非常用進入口等	建築基準法施行令第126条の６・第126条の６第１・２・３号			
※内装制限	消防法施行令第11条第２項			
※その他の適用	消防法施行令第８条第１・２号（消防法施行規則第５条の３第２項第１・２号）・ 第 32 条・消防法施行規則第５条の５・建築基準法施行令第 109 条の８ （　　）			
多量の火気使用設備	種類　　容量　　kW			
※電気設備等	変電設備（油入・その他）　出力　　kW			
※駐車場	面積　　㎡　機械式（なし・あり（計　　台））			
※危険物製造所等	全体・一部　少量危険物・指定可燃物			
※消火設備等	消火器・大型消火器・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・ 泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・ 屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備・火炎伝送防止装置（自動消火装置）・ その他の消火設備（　　）			
※警報設備	自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・漏電火災警報器・火災通報装置・ 非常警報設備（非常ベル・自動式サイレン・放送設備）・住宅用防災機器 （住宅用防災警報器・住宅用防災報知設備）			
※避難設備	避難器具（滑り台・避難はしご（固定式・その他）・救助袋・緩降機・ その他（　　））・固定避難用タラップ・誘導灯			
※消火活動上必要な施設等	排煙設備・連結散水設備・連結送水管・非常コンセント設備・無線通信補助設備・ 消防用水			
※非常電源	専用受電設備（低圧・高圧）・自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備			
特殊消防用設備等				

階	消防法施行令別表第１	用途	床面積申請部分（㎡）	床面積申請以外（㎡）	床面積合計（㎡）	収容人員（人）	無窓階
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						
	項						

（注意）１　※印の欄は、該当するものを○で囲んでください。
２　「特殊消防用設備等」の欄は、当該特殊消防用設備等に代えられた消防用設備等を記入してください。
３　無窓階の欄は、無窓階に該当する場合に○印を記入してください。
４　同一敷地内に管理権原が同一である２以上の防火対象物がある場合は、防火対象物ごとに「その２」を作成して下さい。

（Ａ４）

（第22号様式省略）